

9. 「オンラインメンタルヘルス相談支援における、

個人情報・プライバシーに関する法的な課題」

花水木法律事務所 大阪弁護士会 弁護士

小林 正啓先生

(小林) それでは「オンラインメンタルヘルス相談支援における、個人情報・プライバシーに関する法的な課題」という題でございますが、10分ですのでごく簡単に概要のご説明を申し上げます。

<スライド>

まず、メンタルヘルス情報の個人情報性ということですが、このアプリケーションから入力されたメンタル情報、あるいはメンタル相談の内容とか、あえて匿名にしているものでない限り、その入力されたさまざまな情報というのは、個人情報、あるいはプライバシー情報に当たるということは当然のところだろうと思います。

<スライド>

問題は、個人情報であるということを前提に要配慮個人情報に当たるのかということでございます。個人情報保護法は要配慮個人情報の定義規定を置いています。ただし、要配慮個人情報は政令で定めると書いてあります。そこで、これを個人情報保護法施行令という政令に当たってみると、要配慮個人情報として、スライドに記した3つが掲げられています。

今回のオンラインメンタルヘルス情報ですが、清水先生のご説明にもありましたけれども、明らかな病気というよりは、精神的な病気というよりは、未病を含む情報ということで、「疾病の予防および早期発見のための健康診断、その他の検査の結果」ということに一番近いのではないかと思います。

ところが、この政令には医師等のいわゆる医療従事者によって行われたものに限定されています。従って、法令の文言に即していうと、メンタルヘルス情報は結局のところ要配慮個人情報に当たらないという結論になります。もっとも、もともとの法律に戻ると、「病歴、その他、本人に対する不当な差別、偏見、その他、不利益が生じないように、その扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める」と書いてあるので、その情報の趣旨としては要配慮個人情報に近い、

<スライド>

あるいは、これに準ずるものとして取り扱われるということになろうかと思います。ここは結構、最後のご質問のところまで問題となってくるところでございます。

<スライド>

それでは、仮に要配慮個人情報に準じるものとして、これに対する法の規律はどうなっているかというところと2つございます。

<スライド>

1つ目は、取得について、本人の同意を要すること。2つ目は、本人の同意なき第三者提供を禁止することです。研究目的ということであれば、かなり外れるわけですが、研究段階が終わり、今後の社会実装を念頭に置いた場合には、本人の同意が非常に重要になってくるということになります。

<スライド>

本人の同意に関して、特に問題となるのは子供です。特に小中学生については、いったい誰の同意が必要なのかという問題があります。これについては個人情報保護委員会のガイドラインに、何歳以下の子供について法定代理人等から同意を得る必要がありますかという質問に対して、一般的には12歳から15歳までの年齢以下の子供については、法定代理人等から同意を得る必要があるという回答をしております。

まず1つは、今、成人は18歳でございますけれども、18歳未満ではないという点。それから12歳から15歳までということで、非常に大ざっぱというか、きっちりした区別がない点。ここには注意を要するところです。一言で言うと、何歳何カ月から同意が必要で、何歳何カ月未満はならないという記述は存在しないということになります。

<スライド>

また法定代理人等から同意を得る必要があるということですが、この法定代理人というのは親権者、未成年後見人、成年後見人という3種類があります。多くの場合は親権者なんですけど、原則、両親の両方の同意がいるということが法律上の規律ではあります。また、仮に両親が離婚していれば、親権者の同意ということになります。現在は、この親権者というのは父親か母親かどちらかということになってはいますが、実は現在、共同親権というものが議論されておまして、将来的には離婚していても両親双方ということになる可能性があります。

これは学校における両親の同意というのは、多くの場合、片方の同意で進めている場合が多いと思うんですが、法律上、厳密に言うところではないということも注意が必要かと思えます。

<スライド>

要配慮個人情報に対する第2の規律として、第三者提供の禁止があります。

<スライド>

これは要するに本人の同意なくして第三者に情報を提供してはいけないということになり

ます。これはメンタルヘルス情報の場合には難しい問題を生むこととなります。具体的には、例えば15歳の子供のメンタルヘルス情報というものを入手したと。後からも言いますけれども、すぐ自殺しそうだという緊急事態は除き、深刻ないじめに遭っているとか、これは本人では解決できないとか、重度のメンタルヘルス情報を取得した担当の方が、本人の同意なく親権者等に、親御さんとか、あるいは学校の先生などにこの情報を提供することが許されるのかという問題が出てきます。

15歳というのは、先ほど言ったように親御さんの同意が不要とされる年代のぎりぎり一番上ということになるんですけども、この場合、要配慮個人情報に当たる場合には原則として本人の同意なくして第三者に提供することはできません。

この点に関し、法律の定めた例外というのは、この27条3項「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」と規定されております。

<スライド>

これは具体的には、例えば「児童虐待事例についての関係機関との情報交換」というふうに書いてございます。これが特に必要になる場合の例ですね。あるいは、本人の同意を得ることが困難であるときについては、本人に十分な判断能力がない場合、本人が意識不明で連絡先がはっきりしない場合ということが挙げられています。

<スライド>

そのような場合に限って本人の同意なく第三者に提供することが許されるとは書いてありますが、現実にはこういう場合を満たす場合がどれだけあるのかというのは、実際のところ難しいと考えられます。

<スライド>

そして、最大の問題は、本人が不同意と言ったらどうなるかということになります。原則として同意を得ると書いてあるので、本人が同意しなかったらどうなるかということ、これは法律上は第三者に提供することがおよそ許されないということになります。先ほどから申し上げている通り、本人の自殺が切迫しているような緊急事態という場合には、いわゆる緊急避難的なことは可能だと思いますけれども、そうでなければ本人が不同意である場合には第三者提供は個人情報保護法上は違法になってしまうと言わざるを得ないと思います。

おそらく12歳の子供でも同様ではないのかなと思います。10歳ならどうかということ、親が同意すればいいのかもしれませんが、やはりここもグレーだということになります。このあたりは実際、このシステム、メンタルヘルスの相談システムが社会実装するときにはかなり問題になることではないのかなという気はしております。

先ほど来、メンタルヘルス相談システムを推進している方々の非常に熱い思いなどを拝聴しましたがけれども、そのようなお立場の方からすれば、かなり深刻なメンタルヘルス情報を、親御さんや教師等に伝えないなんていうことはあり得ないというご発想になることもあり得ると思います。ただ、先ほどから繰り返し申し上げている通り、個人情報保護法上は

本人が不同意だったら、第三者提供は違法になってしまうということになります。

ただ、この個人情報上の違法というのはどういうことかという、刑事罰も民事罰もない、基本的には行政指導、勧告、または、命令があるのみの効果しかないという点にご留意いただければと思います。すなわち、乱暴な言い方をすれば、個人情報保護法というのはしょせん業法です。業法として、これを金科玉条のように順守するというところまで必要なのかどうかは、今後の検討課題になろうかなと考えております。

オンラインメンタルヘルスのように、自殺防止を含めた社会的にそれなりに意義を有する一つのプロジェクトを個人情報保護法との関係の下で発展させていくためには、この個人情報保護法上は形式的には違法になってしまうけれども、そうじゃない場合というものもあるんだという議論を今後、積み重ねていく必要があるのではないのかなという点を最後に問題提起いたしまして、私のお話を終わりたいと思います。ありがとうございました。